

令和7年度

第1回 千歳市卸売市場運営委員会

千歳市公設地方卸売市場 業務規程の改正について

千歳市産業振興部公設卸売市場

業務規程の改正について

(1) 改正の経過

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業食品産業の事業環境が急激に変化



食品の生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調することが必要



持続的な食料システムの実現に向け、食料安全保障の確立等を柱に令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」を改正



持続的な食料システムの確立に向けて、コストを考慮した合理的な価格形成等を法制化するため、令和7年6月を成立日として「食品等流通法」を改正



卸売市場でコストを考慮するため、開設者が指定品目、コスト指標等を公表することを明記するため、令和7年6月を成立日として「卸売市場法」を改正



千歳市公設地方卸売市場「業務規定」改正

(2) 主な改正点

○市場開設者の具体的な取組は、

「対象となる品目」

「それら品目のコスト指標」

「商習慣見直しなどの努力義務」

に係る事項を市場の場内等に揭示し公表する。

(3) コスト指標について

- コスト指標の設定については、国で設置された「適正な価格形成に関する協議会」が令和5年8月から開催されており野菜(いも、玉ねぎ)、牛乳、豆腐・納豆、米に係るワーキンググループを設置し、議論を重ねてきた。
- コスト指標は上記の品目となる予定である。
今後、追加されることが想定される。
- 本市場において取扱いがある品目は、
野菜(いも、玉ねぎ)

(4) 改正箇所

(取扱品目)

第4条 市場の取扱品目は、千歳市公設地方卸売市場条例(昭和47年千歳市条例第33号。以下「条例」という。)第4条に定めるところによる。

2 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。ただし、取扱予定のないものを除く。

(卸売予定数量等の公表及び報告)

第37条 市長は、当日卸売を予定する生鮮食料品等についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。

2 市長は、次に掲げる事項を、市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。

(1) 第4条第2項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(2) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

(5) 公表のイメージ

【食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項】

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第41条に基づき、農林水産大臣は、飲食料品等であって、取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを指定することができます。

当該指定を受けた指定飲食料品等のうち、本卸売市場において取扱予定のあるものは次のとおりです。

いも、玉ねぎ

- 上記品目について、法第42条第1項第1号に規定する、取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は、次のとおりです。

（認定団体が公表する資料を記載）

- 法第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は次のとおりです。
 - 一 取引の相手方から、当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に協議に応ずること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方からの飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応じて必要な協力を行うようにすること。



市場内の掲示板に掲示し、公表する